

朝日町 下水道事業 業務継続計画

制定 平成27年 4月 1日
最新改定 令和 6年 4月 1日

朝日町下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成27年 4月 1日	新規制定（簡易版）	町長	上下水道課 （業務継続担当）
改定	令和 3年 6月 日	水害に関する事項を追加（簡易版）	町長	上下水道課 （業務継続担当）
第3版	令和 5年 3月31日	水害に関する事項を追加（詳細版）	町長	上下水道課 （業務継続担当）
第4版	令和 6年 4月 1日	組織改編に関する事項を追加（詳細版）	町長	上下水道課 （業務継続担当）

目 次

1	下水道BCPの趣旨と基本方針	1
1.1	下水道BCPの策定趣旨	1
1.2	基本方針	1
1.3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2	非常時対応の基礎的事項の整理	3
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	3
2.2	対応拠点と非常参集	5
2.3	対応体制・指揮命令系統図	6
2.4	代替拠点	7
2.4.1	代替拠点の概要と参集者	7
2.5	避難誘導・安否確認	9
2.5.1	避難誘導方法	9
2.5.2	安否確認方法	9
2.5.3	職員リスト	10
2.6	被害状況の把握（チェックリスト）	11
2.7	災害発生直後の連絡先リスト	12
2.7.1	国、県、関連行政部局等	12
2.7.2	民間企業等	13
2.8	保有資機材と調達先	14
2.9	備蓄、救出用機材	16
2.9.1	食料等の備蓄	16
2.9.2	閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	16
3	非常時対応計画	17
3.1	非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】	17
3.2	非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】	19
3.3	非常時対応計画（事前対応）【勤務時間内に水害が発生した場合】	21
4	事前対策計画	22
4.1	データのバックアップ及び資機材の確保	22
4.2	関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）	24
4.3	他の地方公共団体との支援ルールの確認	24
4.4	受援体制の整備と充実	25
4.5	民間企業等との協定締結・見直し	26

4.6	住民等への情報提供及び協力要請	26
4.7	その他の対策	27
5	訓練・維持改善計画	28
5.1	訓練計画	28
5.2	維持改善計画	29
5.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	29
5.2.2	下水道BCP責任者による総括的な点検項目 <実施時期：毎年5月頃>	29
5.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	29
6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	30
6.1	地震規模等の設定と被害想定	30
6.1.1	地震規模の設定	30
6.1.2	津波規模の設定	31
6.1.3	水害規模の設定	32
6.1.4	下水道施設等の耐震化・津波及び耐水化の対策状況	34
6.1.5	重要事項の保管及びバックアップの現状	37
6.1.6	被害想定	38
6.2	優先実施業務（遅延による影響の把握）	39
6.3	優先実施業務の対応の目標時間と実施方法	41
6.4	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	43

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP）」というは、下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である
そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する

1.2 基本方針

(1) 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする

(2) 下水道事業の責務遂行

住民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する

(3) 対象事象

大規模地震及び津波を対象リスクとして策定する

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

朝日町上下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする（災害時の体制は2.3 参照）

(1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	朝日町長	・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定
実務責任者	上下水道課 課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・町長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	同 課 課長補佐 課長補佐 係 長 主 任 技 師	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県との調整 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口） （関連項目：4.3, 4.4） ・平時の維持管理・更正措置の実施状況の確認 ・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 （関連項目：5.2） ・訓練の企画及び実施 （関連項目：5.1） ・その他の事務的处理

(2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	役 割
防災（総務）部局	災害業務実務責任者：防災環境課長	・浄水場（上下水道課）の耐震化状況を提出等
道路部局	道路管理実務責任者：産業建設課長	・道路部局への連絡先リストを提出等
水道部局	水道管理実務責任者：上下水道課長	・水道部局への連絡先リストの共有等
（公社）日本下水道管 路管理業協会	中部支部三重県部会事務局 ㈱東産業	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道復旧支援（応急復旧のための巡視、点検、調査、清掃、修繕）、被災報告 ・連絡先リスト、協力人員や提供可能な資機材リストを上下水道課へ提出等
㈱環衛	マンホールポンプ保守点検担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ異常警報時の対応。（長期停電時の応急対応を含む）、被災報告 ・連絡先リスト、協力人員や提供可能な資機材リストを上下水道課へ提出等

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

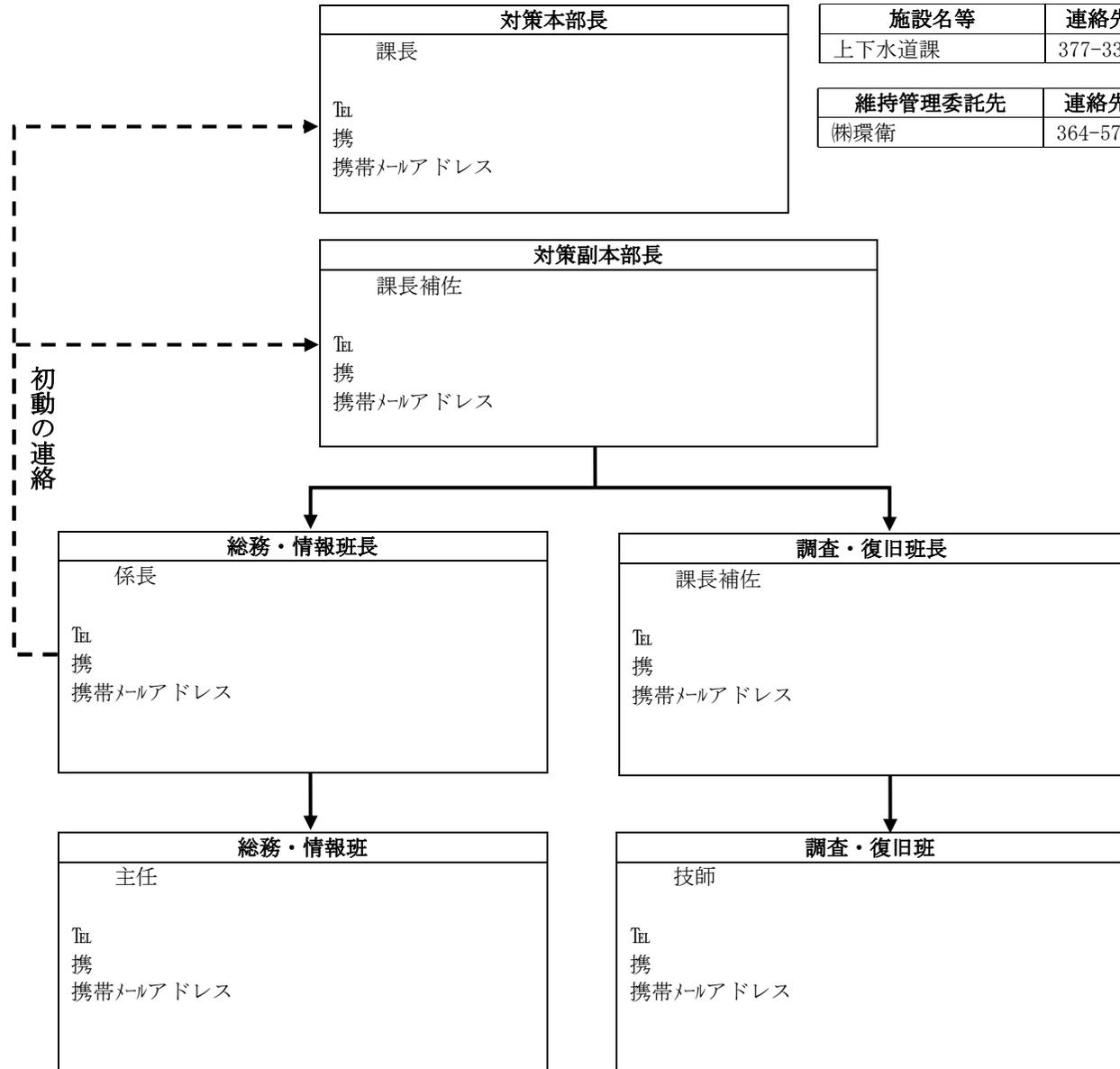
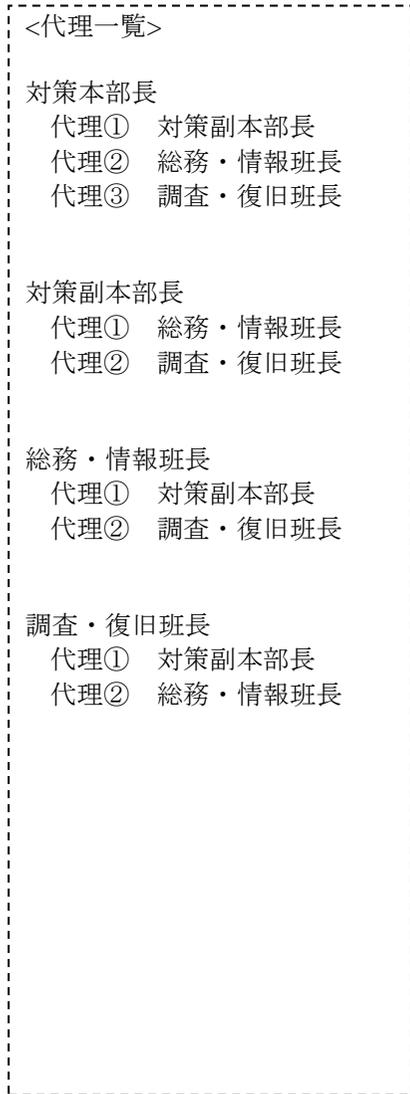
事 項	説 明		
対象災害と発動基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が朝日町地内で観測された場合、自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。 ・大津波警報が発令された場合には、安全な経路を選択し、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。 ・大雨・洪水警報等により下水道施設への被害が想定される場合、安全な経路を選択し、対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する <p>なお、上記以外でも防災部局からの要請がある場合には対象メンバーを参集し、対応を開始する</p>		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道対策本部を設置。本部長は上下水道課長、副本部長は上下水道課長補佐とする ・班編成：総務・情報班及び調査・復旧班を置く ・緊急参集メンバーは、全部で6名 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課内に下水道対策本部を置く ・同課が使用できない場合、朝日町教育文化施設（2階）→朝日町保健福祉センター→被災していない公共施設の順番で使用できるものに代替対応拠点を置く 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ ・災害対策本部、県（下水道）、民間企業等との連絡体制確保 	勤務時間内：3時間以内 勤務時間外：6時間以内
	2. 被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠（マンホールポンプ含む）の被害状況、停電状況等を確認 ・報道、他課からの連絡、住民からの通報等による被害情報 	発災から勤務時間内は6時間以内に、勤務時間外は12時間以内に完了 以降、随時実施
	3. 三重県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）、町災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保 	発災から勤務時間内は6時間以内に、勤務時間外は12時間以内に完了 以降、随時実施
	4. 緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施 ・重要な幹線等の目視調査を実施 	発災から3日以内に完了
	5. 汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している資機材により、溢水解消し、町で対応できない場合には、(株)環衛に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	発災から4日以内に完了 被害がある場合、適宜実施

事 項	説 明		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	6. 緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 	発災から4日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	7. 浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議を実施 	発災から4日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	8. 支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備 	発災から7日以内に完了

2.2 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	上下水道課：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：上下水道課長 対策副本部長：上下水道課長補佐 総務・情報班長：上下水道課係長（A） 調査・復旧班長：上下水道課課長補佐（B） 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段）	朝日町上下水道課内 会議室 所在地：三重県三重郡朝日町縄生1939番地 電 話 059-377-3334 F A X 059-376-2010 メ ー ル jyougesui@town.asahi.mie.jp 携帯電話 090-6442-7406 090-6442-7489 I P無線 上下水道課事務所に常備 携帯電話やI P無線のバッテリー（注：使用できない場合には、代替対応拠点に移る）
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備	【下水道対策本部活動用】 （下水道対策本部が主に使用する設備） 電話：2回線、FAX：1台、携帯電話：2台、IP無線：1台 パソコン：7台、プリンター：2台、コピー機：1台（FAX・プリンター兼用） ホワイトボード：1台 【支援者用】 （支援者へ提供する設備） 作業スペース：上下水道課内打合せスペース、駐車スペース：3台
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（全職員）は、2 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に3時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務	1) 総務・情報班：職務環境、各班との調整 情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 2) 調査・復旧班：調査計画及び調査の実施 資機材の調達、運搬 設計及び積算、措置・応急復旧作業

2.3 対応体制・指揮命令系統図



2.4 代替拠点

2.4.1 代替拠点の概要と参集者

(1) 代替地点①

	代替拠点名	朝日町教育文化施設（2階）
平時	所在地	朝日町大字柿 2278 番地
	電話番号、FAX	電話番号：059-377-6111、FAX：059-377-6112
	代替拠点の担当者	文化課 課長
発 災 時	代替拠点設置の判断基準	・下水道対策本部（上下水道課）が使用不能または使用上の支障が大きい場合 （対策本部長又はその代理が判断）
	代替拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、災害対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合 1) 震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 内水氾濫や河川の氾濫により浸水が想定される場合 3) 本部拠点が使用できないと判断されたとき ○初動参集者は、全6名 氏名 上下水道課長： （対策本部長） 課長補佐： （対策副本部長） 係長： （総務・情報班長） 課長補佐： （調査・復旧班長） 主任： 技師： 初動参集者は、初動参集基準の何れかが満たされた場合、代替拠点に直接参集する ・災害対応拠点が使用可能とわかったら、本来の災害対応拠点へ移動する ○役割分担は、総務・情報班で参集者状況確認、調査・復旧班で本部拠点状況及び経路確認
	電話番号、FAX、メールアドレス	電話番号：059-377-6111、FAX：059-377-6112、メールアドレス：bunka@town.asahi.mie.jp
	携帯電話番号、携帯メールアドレス	代替拠点への初動参集者の総務担当者（防災環境課 主任： ）の番号 アドレス
	代替拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：上下水道課から徒歩・自転車・公用車 ・勤務時間外の場合：各自の自宅から徒歩・自転車・自家用車

(2) 代替地点②

代替拠点名		朝日町公民館（1階 第3会議室）
平時	所在地	朝日町大字小向 1893 番地
	電話番号、FAX	電話番号：059-377-2513、FAX：059-377-2515
	代替拠点の担当者	生涯学習課 課長
発 災 時	代替拠点設置の判断基準	・下水道対策本部（上下水道課）が使用不能または使用上の支障が大きい場合 （対策本部長又はその代理が判断）
	代替拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、災害対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合 1) 震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 内水氾濫や河川の氾濫により浸水が想定される場合 3) 本部拠点及び代替拠点①が使用できないと判断されたとき。 ○初動参集者は、全6名 氏名 上下水道課長： (対策本部長) 課長補佐： (対策副本部長) 係長： (総務・情報班長) 課長補佐： (調査・復旧班長) 主任： 技師： 初動参集者は、初動参集基準の何れかが満足された場合、代替拠点に直接参集する ・災害対応拠点が使用可能とわかったら、本来の災害対応拠点へ移動する ○役割分担は、参集者状況確認、本部拠点状況及び経路確認
	電話番号、FAX、メールアドレス	電話番号：059-377-2513、FAX：059-377-2515、メールアドレス：s-kyouiku@town.asahi.mie.jp
	携帯電話番号、携帯メールアドレス	代替拠点への初動参集者の総務担当者（防災環境課 主任： ）の番号 アドレス
	代替拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：上下水道課から徒歩・自転車・公用車 ・勤務時間外の場合：各自の自宅から徒歩・自転車・自家用車

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

建物名等	朝日町浄水場内（朝日町上下水道課）
避難誘導責任者 // 代理者	責任者： 課長補佐 代理者： 係長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する 屋外避難が必要な場合は、来訪者を1階会議室に誘導する 屋外避難が必要な場合には、朝日町公民館へ避難する
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、代替対応拠点へ避難する ※P5「2.2 対応拠点と非常参集」参照 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）	①朝日町教育文化施設（2階）→②朝日町保健福祉センター→③被災していない公共施設の順番で使用できるもの
近隣の公設の避難所	朝日町公民館

2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者： 課長補佐 代理者： 係長
安否確認の担当体制	担当者： 課長補佐
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：①LINE アプリ（グループチャット） ②電話 作業手順：電話での連絡時は2.3 対応対策・式命令系統図により実施
安否確認の発動条件	県内で震度5弱、朝日町地内で震度5強以上の地震が観測された場合 津波警報が発令された場合

2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、取扱注意>

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	居住地		参集 可能時期	連絡先		
				住所	災害時 参集手段		電話	メール	
	上下水道課	事務責任者 対策本部長			自動車 自転車 徒歩	時間 時間 時間	自宅 携帯		
	〃	対策副本部長 避難誘導担当 安否確認担当			自動車 自転車 徒歩	時間 時間 時間	自宅 携帯		
	〃	総務情報班長			自動車 自転車 徒歩	時間 時間 時間	自宅 携帯		
	〃	調査復旧班長			自動車 自転車 徒歩	時間 時間 時間	自宅 携帯		
	〃	総務情報班			自動車 自転車 徒歩	時間 時間 時間	自宅 携帯		
	〃	調査復旧班			自動車 自転車 徒歩	時間 時間 時間	自宅 携帯		

※ 参集可能時期は、通勤簿に記載されている「自宅から上下水道課までの距離」に速度（自動車＝40 km/h、自転車＝5 km/h、徒歩＝3 km/h と想定。）を除いて算出（小数点第2位切上げ）し、準備時間＝1時間を加算する。

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
上下水道課 職員安否	死者	名 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内は点呼による ・勤務時間外は 2.5.2 安否確認方法による
	行方不明者	名 氏名	
	負傷者	名 氏名	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	名 名	・必要に応じて名簿を作成
浄水場 (災害対応拠点 及び代替拠点) の被害	主要構造部	あり／なし 概要 ()	・担当の総務・情報班が、庁舎管理部門及び代替拠点管理者に確認する
	その他	あり／なし 概要 ()	・被害があれば、建物を使用し続けられるか庁舎管理部門等に確認もしくは協議を行う
主要設備の被害	電力	あり／なし 概要 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の総務・情報班が、下水道部局の周辺を確認する ・被害があれば、庁舎管理部門に連絡する
	上水道	あり／なし 概要 ()	
	トイレ・下水道	あり／なし 概要 ()	
	空調設備	あり／なし 概要 ()	
	情報・通信設備	あり／なし 概要 ()	
	下水道台帳等の 重要情報	あり／なし 概要 ()	

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
国・県	国土交通省中部地方 整備局都市整備課		電話：052-953-8573	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告（必要に応じて） 支援活動に必要な情報共有 （被災状況、排水ポンプ車の出動要否、宿泊地、交通手段、不足しているリソース等） 	対策副本部長及び総務・情報 班長
	三重県下水道事業課		電話：059-224-2725	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告と支援要請の依頼 支援に必要な情報共有 （排水ポンプ車の出動要否、宿泊先、交通状況、リソース（人、モノ）の状況等） 支援者が提供可能な資機材及び人員の確認 	対策副本部長及び総務・情報 班長
関連行政部局	朝日町災害対策本部	防災環境課	電話：059-377-5610	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集状況の報告、地域防災計画等で位置付けられた上下水道課指定業務への対応状況 被害状況の報告 	対策副本部長及び総務・情報 班長
	道路部局 （道路管理者）	産業建設課	電話：059-377-5658	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路における被害箇所・状況の共有と対応状況 被害箇所（特にマンホールの浮上り）、溢水、緊急調査の情報共有 	対策副本部長及び総務・情報 班長
	河川部局 （河川管理者）	産業建設課	電話：059-377-5658	<ul style="list-style-type: none"> 河川占用箇所の状況（点検報告等）・河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認） 	対策副本部長及び総務・情報 班長
	上水道部局	上下水道課	同一課により情報共有	<ul style="list-style-type: none"> マンホールの浮上り等の情報共有 被害箇所、断水状況の情報共有 	対策副本部長及び総務・情報 班長
その他	日本下水道事業団 東海総合事務所		電話：052-702-3811	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な場合の要請 	対策副本部長及び総務・情報 班長

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
その他	三重県下水道公社		電話：059-365-3181	・流域下水道への流入制限等の確認・報告 ・支援可能な資機材及び人員の確認	対策副本部長及び総務・情報 班長

2.7.2 民間企業等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
民間	㈱環衛	担当：	電話：059-364-5775	マンホールポンプの被害状況の調査依頼	調査・復旧班長及び同班員
	中日本航空㈱三重支店	担当：	電話：059-221-3362	下水道台帳の出力依頼	調査・復旧班長及び同班員
	(公社)日本下水道管路 管理業協会	三重県事務局 ㈱東産業	電話：059-332-2324		

2.8 保有資機材と調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

名称	規格	保管場所と数量				調達先
		事務所内	ポンプ室	公用車	自家発電室	
レベル			1			
スタッフ				2		
ポール				1		
巻尺	100m用			1		
デジタルカメラ		1				
懐中電灯		5				
コードリール					1	
A型バリケード					2	
トラロープ	50m用				1	
カラーコーン					11	
コーンバー					6	
スコップ	角型スコップ			平：3 角：2	平：2	
スコップ						
土のう袋					29	
ハンマー				2		
マンホール開閉器				2		
折りたたみ机		5				
折りたたみ椅子		15				
発動発電機	100V用		1			

(2) 調達先のリスト

調達先リスト	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	町担当者及び代理者
マツオカ建機		059-365-8271	発動発電機関係、水中ポンプ、無線機、重機等	防災環境課
緊急防災隊		059-377-3221(昼) 059-377-4044(夜)	バリケードA型、土のう袋、砂、仮設ポンプ等	防災環境課
NPO 法人コメリ災害対策センター		025-371-4185	必要に応じて別表により調達	防災環境課

2.9 備蓄、救出用機材

2.9.1 食料等の備蓄

品名	個数	保存期限	保管場所	管理責任者
飲料水	4,800 本/2L	12 年	朝日町防災倉庫	防災環境課長
非常食（主食・副食）	11,416 食	5 年～10 年	朝日町防災倉庫	防災環境課長
非常用トイレ	114 個		朝日町防災倉庫	防災環境課長

2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

品名	個数	保管場所	管理責任者
のこぎり	2 個	庶務・町史編さん課倉庫	防災環境課長
チェーンソー	4 個	総務課・防災環境課倉庫	防災環境課長
パール	2	公用車	上下水道課長
のこぎり	1	浄水場内ポンプ室	上下水道課長
脚立	3	浄水場内ポンプ室	上下水道課長

3 非常時対応計画

3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置 目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難 屋外避難が必要ない場合、来訪者を1階会議室へ誘導 	2.5.1 避難誘導方法
直後	在庁職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> 責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認 	2.4.3 職員リスト
直後	安否連絡（不在職員等） <ul style="list-style-type: none"> 外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡 不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認 	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
～1時間	災害対応拠点の安全点検 <ul style="list-style-type: none"> 担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動 	
～1時間	下水道対策本部立上げ <ul style="list-style-type: none"> 下水道対策本部の立上げ 	2.2 対応拠点と非常参集
～3時間	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を中日本航空㈱に依頼 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	災害対策本部への初動連絡 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） <ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施 	
～3時間	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局（防災部局、水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 管理施設が近接している関連行政部局（防災部局、水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を検討 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） <ul style="list-style-type: none"> 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理 被災状況／復旧見通しに関する情報を朝日町災害対策本部へ伝達し、朝日町災害対策本部で情報発信 個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応） 	

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6時間	県への被害状況等を連絡 ・県（下水道）へ被害状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
6時間 ～7日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～7日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認	
～7日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～7日	支援要請（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を県に連絡 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保	
～5日	関連行政部局との連絡調整（2） ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部局、道路部局と協議	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施	
～10日	汚水溢水の解消 ・汚水溢水箇所の確認 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、民間企業へ要請	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～9日	支援要請（3日目以降の業務に対する内容） ・要請先の選定、要請内容（人／物） ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保	
水道復旧 後～	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介	朝日町排水設備指定業者リスト
<p>▶ 【浸水対応】：朝日町災害対策本部と連携した水防活動の実施</p> <p>今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、朝日町災害対策本部と連携し、水防活動を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発令から12時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、朝日町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議 ・ 〃 24時間まで：管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化し、浸水の危険性を周知 必要に応じ、住民へ土のう等を配布 ・水防活動開始後、必要に応じ排水ポンプ車等の手配、支援要請を実施 		地域防災計画（地震・津波対策編）、水害に関する緊急対応マニュアル

3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡	2.4.2 安否確認方法 職員リスト
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	
～3時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動	
～3時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ	2.2 対応拠点と非常参集
～6時間	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を中日本航空㈱に依頼	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） ・今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施	
～6時間	関連行政部局との連絡調整（1） ・関連行政部局（防災部局、水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（防災部局、水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を検討	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～9時間	県への被害状況等を連絡 ・県（下水道）へ被害状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～9時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理 ・被災状況／復旧見通しに関する情報を朝日町災害対策本部へ伝達し、朝日町災害対策本部で情報発信 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）	

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
9時間 ～7日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査チェックリストを準備 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～7日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認	
～7日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～7日	支援要請(当日) ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を県に連絡 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保	
～5日	関連行政部局との連絡調整(2) ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部、道路課と協議	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施	
～10日	汚水溢水の解消 ・汚水溢水箇所の確認 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、民間企業へ要請	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～9日	支援要請(3日目以降の業務に対する内容) ・要請先の選定、要請内容(人/物) ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保	
水道復旧後～	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介	朝日町排水設備指定業者リスト
<p>▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発令から12時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、朝日町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議 ・ " 24時間まで：管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化し、浸水の危険性を周知 必要に応じ、住民へ土のう等を配布 ・水防活動開始後、必要に応じ排水ポンプ車等の手配、支援要請を実施 		地域防災計画(地震・津波対策編)、水害に関する緊急対応マニュアル

3.3 非常時対応計画（事前対応）【勤務時間内に水害が発生した場合】

番号	(標準的な) 行動内容
1	水防本部設置（大雨・洪水警報等の発表）
2	下水道対策本部の立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防計画に従い、必要に応じて水防本部へ参集 ・ 上下水道課内で、警戒体制を構築
3	降雨情報等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集体制の確立 ・ 降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集
4	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の誘導方法・場所、職員の避難方法・場所・経路の確認
5	下水道施設に関する情報の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管きょ内水位、マンホールポンプ運転状況等の確認 ・ 風水害による停電に備え、マンホールポンプの非常用発電設備の燃料情報（油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等）の確認
6	水防本部、関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設に関する情報（No.5の内容）を連絡 ・ 河川水位情報の確認
7	水害発生に備えた事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の稼働等の点検 ・ 止水板や土嚢等の設置 ・ 発災後の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認 ・ 排水ポンプ車の要請準備 ・ 浸水防止のための緊急措置（土のう・止水版設置等） ・ 資機材（仮設ポンプ等）の備蓄状況確認 ・ データ類の保護

4 事前対策計画

4.1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
重要 情報	下水道台帳の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水は整備済であり、管渠の点検箇所や工事箇所を毎年度更新中 ・雨水は整備中 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水台帳の整備を進める 	汚水、雨水ともに災害状況の把握が比較的容易となる	千円	R8	上下水道課
	データ（下水道台帳等）のバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳は、朝日町統合型GISに含まれており、税務課が別庁舎である本庁舎内のサーバーにて格納し、朝日町統合型GISの保守契約会社でバックアップデータを保管している 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で対策済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町統合型GISに含まれる下水道台帳システムの保守契約会社が保有するバックアップデータから速やかにデータ復旧が可能。（～3日以内） 	千円	-	税務課 上下水道課
資機材	保有資機材の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材リストは作成済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査復旧に必要なもの精査し、追加購入する 	調査復旧を速やかに実施することが可能となる	精査後記入	R5	防災環境課 上下水道課
	緊急時の資機材調達ルート の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地元業者にて組織される「緊急防災対」等と協定を締結してる 			-	-	防災環境課 上下水道課
	仮設ポンプの備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者にて仮設ポンプ100V用10基、200V用10基、440V用3基の保有がある。ただし、他市町との兼合いにより継続して使用することは困難である 	<ul style="list-style-type: none"> ・水中ポンプを購入しマンホールからの溢水に対応する 	マンホールからの汚水溢水を速やかに実施することが可能となる	千円	R6	上下水道課
	自家発電機の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者にて発動発電機100V用10基、200V用10基、440V用3基の保有がある。ただし、他市町との兼合いにより継続して使用することは困難である 	<ul style="list-style-type: none"> ・発動発電機を購入し非常時電源を確保する 	マンホールポンプ等の運転を速やかに実施することが可能となる	千円	R6	上下水道課

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
資機材	燃料の備蓄量 (発動発電機)	・下水道施設の維持管理を外部委託している場合、災害時の燃料調達の義務を負う対象が決められていない	・協定による調達先の確保(全庁的なものと併せて行う) ・災害時において、受託者と発注者のどちらが燃料調達の義務を負うか取り決め	・発動発電機を速やかに運転することができる ・燃料供給要請を速やかに実施することが可能	—	R5	上下水道課
	情報伝達機器の確保	電話が不通になったときの情報伝達手段として、IP無線機を配備	・対策済み	発災時の情報伝達手段を確保	—	—	防災環境課
	サーバーの停電対策	①庁内自家発電機による電源供給が可能 ②無停電電源装置 (UPS) を設置	・①・②ともに対策済み	①停電後、庁内自家発電機への切り替えにより 48 時間内の給電が可能。 ②停電後、1 時間内の給電が可能で、当該時間内で電源切断すれば、データ破損はない	—	—	①防災環境課 ②企画情報課
	共有パソコンの配備	(内部情報系)作業用パソコンは、職員一人に1台配備されており、ファイルサーバーを経由してデータの共有が可能。 (基幹系)作業用パソコンは充足しており、ファイルサーバーを経由してデータの共有が可能。また、別端末であっても、共有のシステムを使用可能	・対策済み	支援者等の作業向上	—	—	企画情報課
生活必需品	食料及び飲料水の備蓄	職員用としての食料及び飲料水を備蓄するスペースがない	町備蓄品を一定数職員用に充てる	・断水期間の対応が可能 ・職員の衛生環境を確保	—	—	防災保全課

4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人・モノの配分の調整）

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
他部局 との連携	課内のリソース（人・モノ）の配分に関する把握	職員の参集時間が把握できていない	優先実施業務と許容中断時間からリソース（人・モノ）の配分を把握	部局内でのリソース（人・モノ）の過不足を把握	R5	防災環境課 主任
	関連行政部局とのリソース（人・モノ）の配分に関する調整	職員初動マニュアルで危険・被害箇所の対応にあたることとなっている	関連行政部局とリソース（人・モノ）の配分を調整する	発災時の優先実施業務を効率的に実施可能	R6	防災環境課 主任
	連絡・協力体制の構築	協力体制はできていると思われるが、具体的なもの（計画、マニュアル上）はない	協力体制の確認	被害情報の入手が早くなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能	R7	防災環境課 主任

4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
支援 ルール	支援対象の地方公共団体を確認	支援要請する職員以外に協定内容が周知されていない	組織内への周知	支援要請する職員が不在でも支援要請ができ、応急対策業務について対応可能	R5	上下水道課
	支援ルールの相互確認	三重県への支援要請の方法（様式等）が徹底されていない	<ul style="list-style-type: none"> 支援ルールを確認 要請の様式類の明確化と相互確認 組織内への周知 	支援の迅速化と支援時の混乱防止	R5	上下水道課

4.4 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
受援 体制	支援者に対する担当窓口設置	担当窓口（総務班）は設定されているが、共有が図られていない	担当窓口で受援計画の内容を把握する	支援者との連絡の円滑化	—	R5	防災環境課 総務課
	支援者へ提供する情報等の整理	提供可能な情報が整理できていない	情報を整理する（リスト化）	支援活動を安全かつ効率的に実施可能	—	R5	防災環境課 上下水道課
		支援活動に必要な資機材、備品が不足している	・資機材を整理する（リスト化） ・不足する資機材を揃える ・調達先を探す	支援者が準備する資機材が明確になり支援活動を効率的に実施可能	—	R5	防災環境課 上下水道課
		支援活動に必要な作業スペース、駐車スペースが設定されていない	確保可能な作業スペース、駐車スペースを整理する（リスト化）	支援者が使用できる作業スペース、駐車スペースが明確になり支援活動を効率的に実施可能	—	R5	防災環境課
	情報等を災害時下水道事業関係情報へ登録	災害時下水道事業関係情報の使用方法がわからない	・災害時下水道事業関係情報の使用方法を周知する ・登録すべき情報を整理し登録する（変更毎に更新）	支援者が被災団体の情報を迅速に把握可能	—	R5	防災環境課 上下水道課

4.5 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
協定	民間企業等との協定締結 状況	【協定締結】 *資機材 マツオカ建機、コメリ *応急復旧 緊急防災隊（土建業者6社） *公益社団法人 日本下水道管 路管理業協会	民間企業等と協定を締結する ・資機材の確保（仮設ポンプ、自家発電機、燃料、安全柵等） ・被害調査人員の確保 ・応急復旧人員の確保	汚水溢水の解消業務への対応力が向上	—	継続	防災環境課 上下水道課
	平時における定期的な情報共有	連絡先、資機材等が更新されていない	情報共有のため、新年度となる際に連絡を取り合う。	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる	—	R5	防災環境課 上下水道課

4.6 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
周知	配布・広報用資料の様式作成	事前に準備していない	過去の発災時における事例を参考に配布・広報用資料の様式を作成する	住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能	—	R8	防災環境課 上下水道課
	下水道使用制限・自粛エリアの公表	想定していない	自治体のホームページや携帯電話で、下水道の使用制限・自粛エリアを確認できるようにする	住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能	—	R8	防災環境課 上下水道課

4.7 その他の対策

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
共通	代替拠点の確保	本庁の耐震性能は確保されているが、浸水想定区域に存在する	教育文化施設を代替拠点①とし、使用できない状況であれば、公民館に代替拠点②を移す	代替拠点で、応急対応業務の実施が可能	—	R5	防災環境課 上下水道課

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画 実施部署
参集訓練	・地震・津波及び水害を想定した職員の非常参集	全職員	毎年 11 月	本庁 浄水場	防災環境課 上下水道課
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話やメール等により安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ	全職員	毎年 11 月	本庁 浄水場	上下水道課
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置 ・仮設発電機によるマンホールポンプの運転	各担当班の責任者、 代理者及び担当者 協定先の担当者等	毎年 10 月	各現場	上下水道課
情報伝達訓練	・本庁と浄水場（下水道対策本部）との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練 ・道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練 ・関連協会・団体・民間企業等（マンホールポンプの維持管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）との情報伝達訓練	各担当班の責任者、 代理者及び担当者 関係機関等の担当者 協定先の担当者等	毎年 5 月	本庁 浄水場	防災環境課 上下水道課
図上訓練 (シナリオ提示型)	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順どおりに対応を行う	各担当班の責任者、 代理者及び担当者	1 回/2 年 (9 月)	本庁	防災環境課 上下水道課
図上訓練 (シナリオ非提示型)	・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する	各担当班の責任者、 代理者及び担当者	1 回/2 年 (9 月)	本庁	防災環境課 上下水道課

※ 本庁＝朝日町役場本庁舎

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
上下水道課や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）に変更がないか	年2回（4月、10月） 必要に応じて適宜実施	総務・情報班	上下水道課
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか	年2回（6月、12月）	調査・復旧班	上下水道課
策定根拠となる計画を変更した場合、計画に関連する文書が全て最新版に更新されているか	年2回（4月、10月）	調査・復旧班	上下水道課

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目 <実施時期：毎年5月頃>

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか	総務・情報班 調査・復旧班	上下水道課
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか	同上	上下水道課
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか	同上	上下水道課
来年度予算で取り上げる対策を検討したか また、実施未定の対策について、予算化を検討したか	同上	上下水道課
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか	同上	上下水道課
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画が全て最新版に更新されているか	同上	上下水道課
下水道台帳を更新しているか。	調査・復旧班	上下水道課

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び対応拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	令和5年度
三重県県土整備部 下水道事業課	同上	下水道事業課担当者に対して、一覧表を提出	令和5年度

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

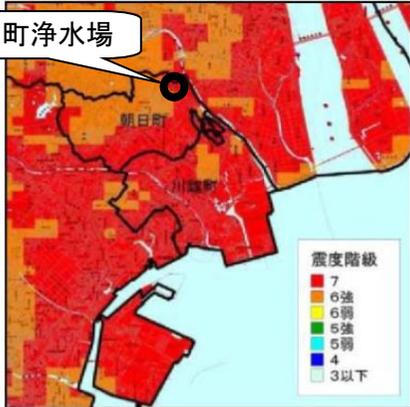
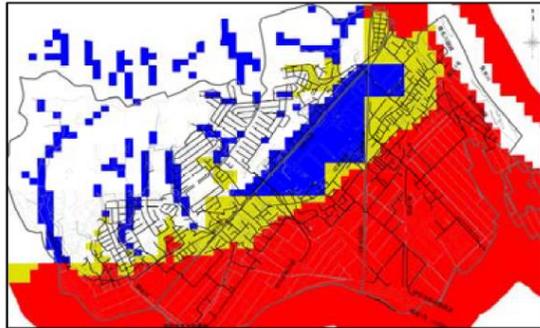
6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

朝日町では、影響震度が最も大きい「内陸直下型 養老-桑名-四日市断層帯地震動」が発生したことを想定して被害想定を行う

地震規模	震度7
------	-----

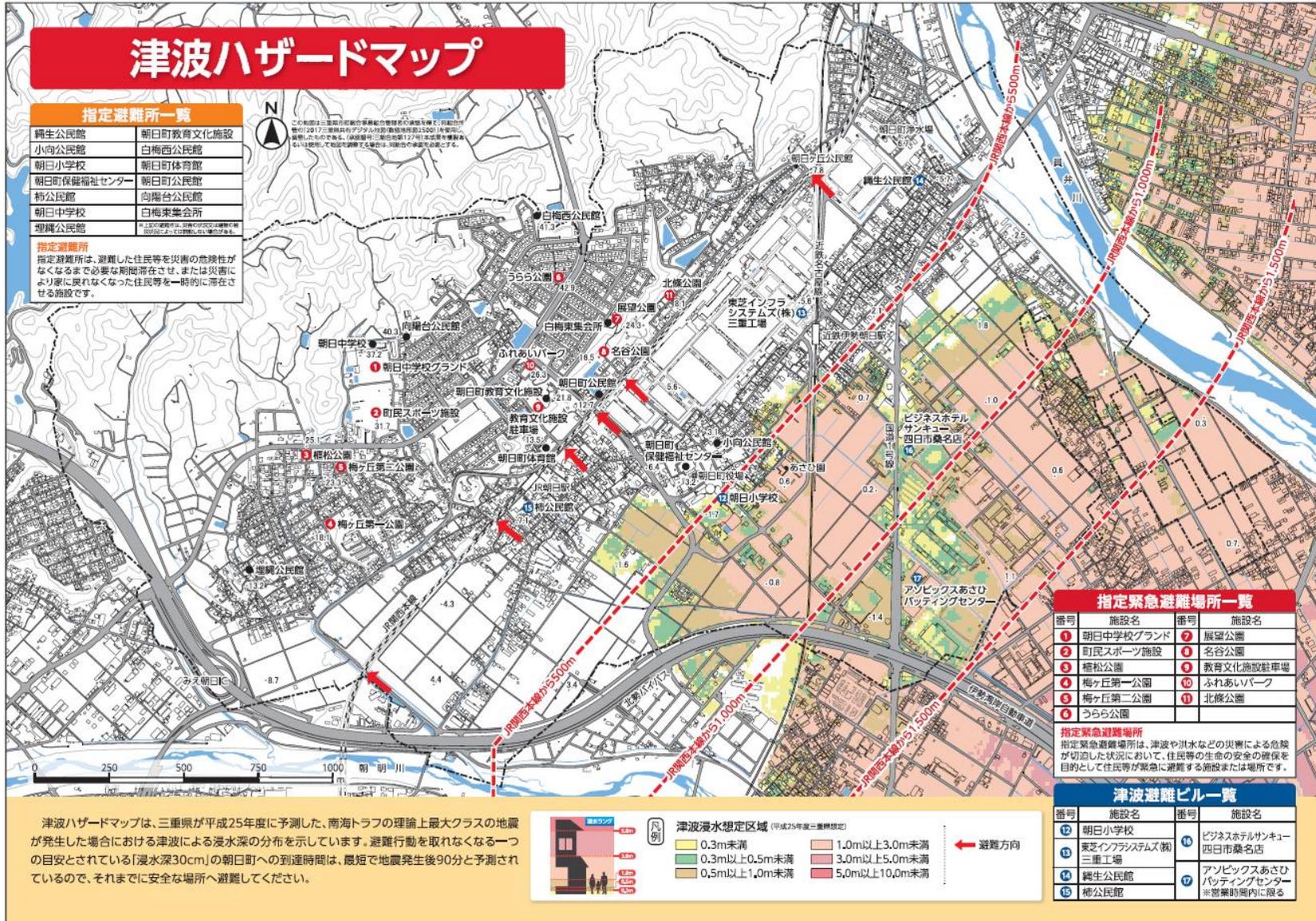
対象震度分布・液状化危険度

検討項目	対象地震動	分布図
震度分布	内陸直下型 養老-桑名-四日市断層帯	 <p>朝日町浄水場</p> <p>震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下
液状化危険度分布	朝日町から収集した液状化危険度マップ策定時に用いたもの	

出典：公共下水道朝日町下水道総合地震対策計画（令和2年10月 朝日町上下水道課）

6.1.2 津波規模の設定

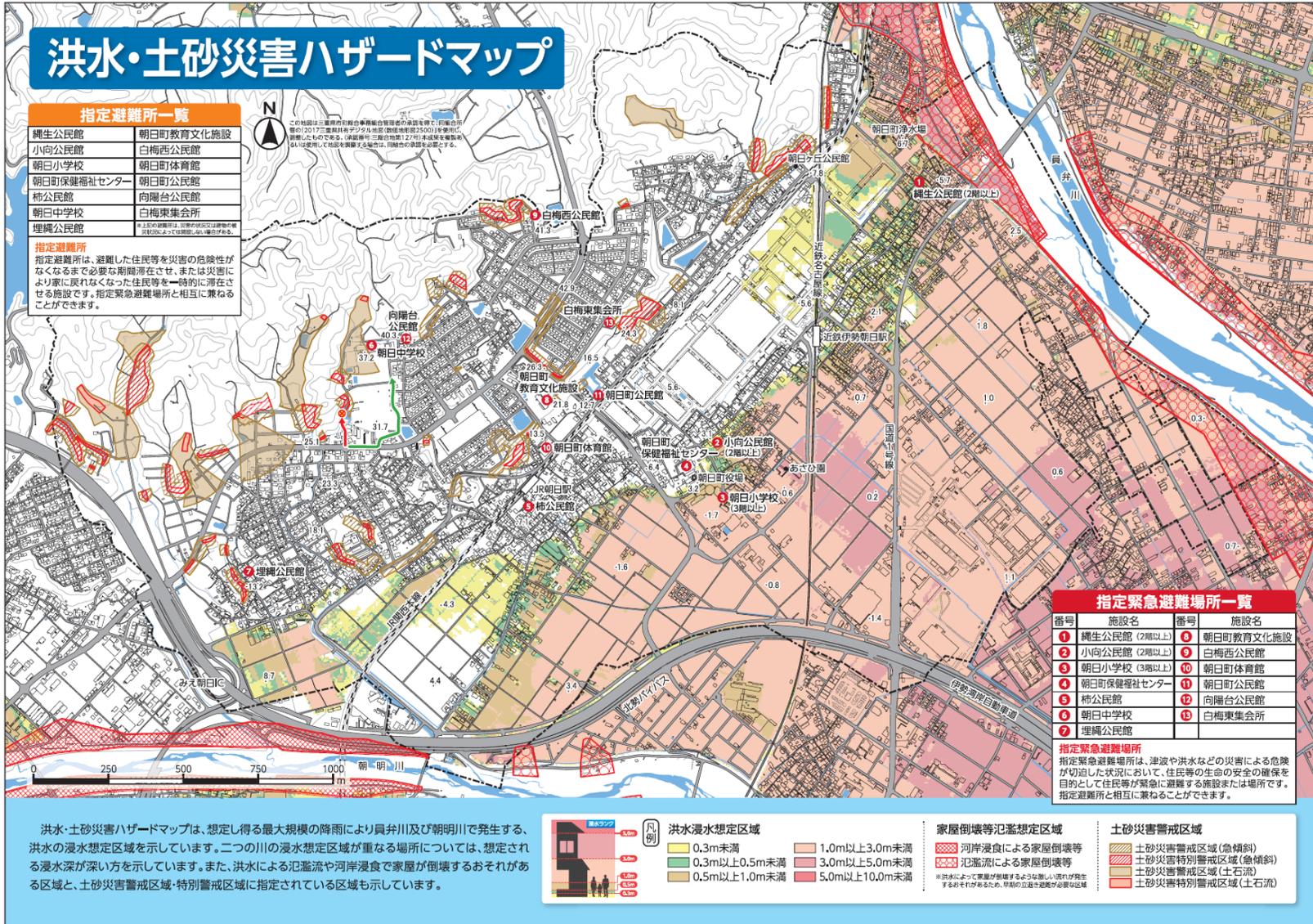
朝日町では、三重県が平成25年度に予測した、南海トラフの理論上最大クラスの地震が発生した場合における津波を想定して被害想定を行う



6.1.3 水害規模の設定

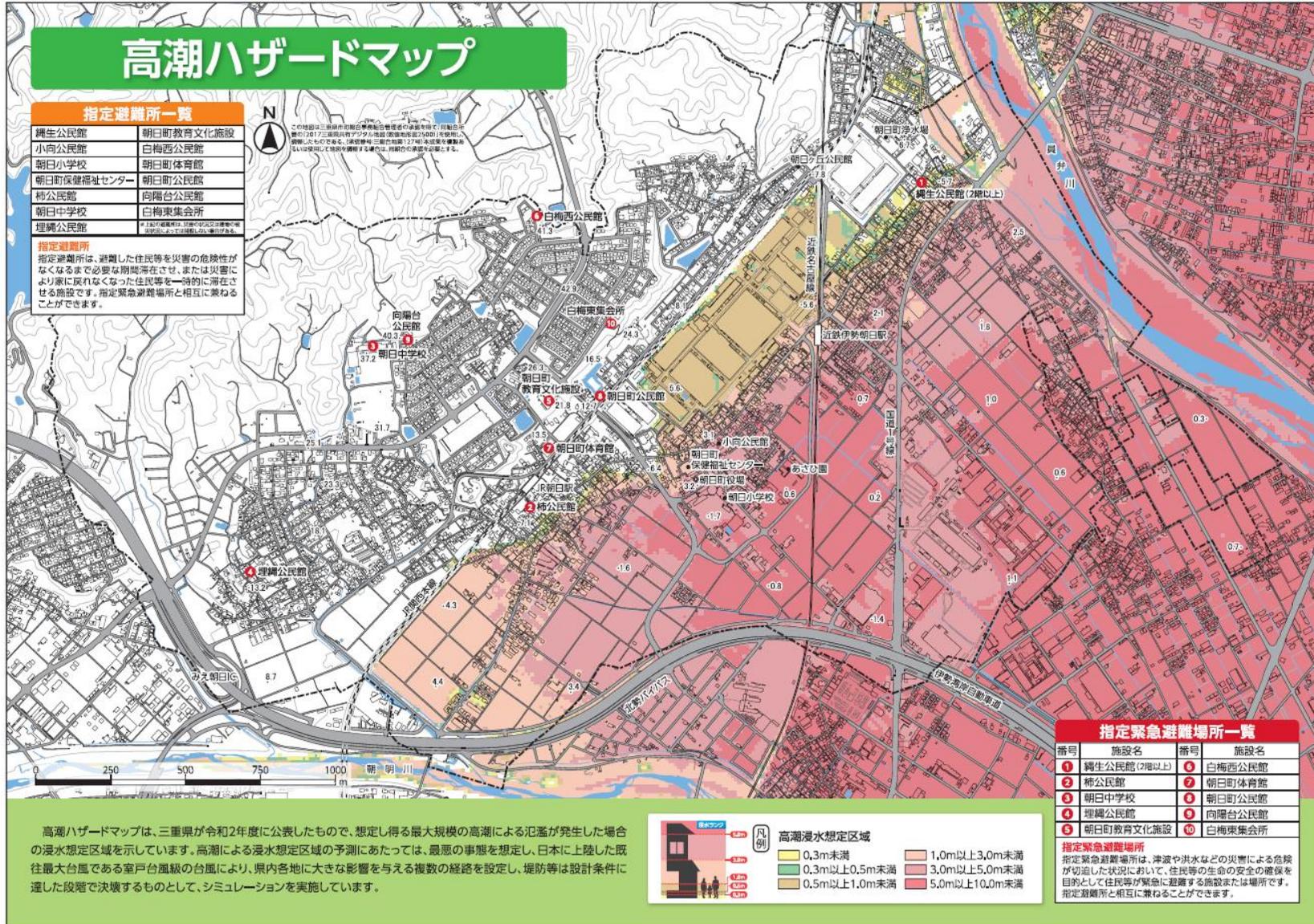
(1) 洪水

朝日町では、想定し得る最大規模の降雨により員弁川及び朝明川で発生する洪水を想定して被害想定を行う



(2) 高潮

朝日町では、三重県が令和2年度に公表したもので、想定し得る最大規模の高潮を想定して被害想定を行う



6.1.4 下水道施設等の耐震化・津波及び耐水化の対策状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

① 庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	朝日町浄水場
-------	--------

項目	結果
庁舎の建築時期	昭和 49 年（1974 年）
新耐震基準対応の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 未対応
耐震補強の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震補強実施済み <input type="checkbox"/> 実施したが完全ではない <input type="checkbox"/> 未実施（もしくは実施状況不明）
内水ハザードマップによる危険の有無 （浸水予想区域内か否か）	<input type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 作成なし
洪水ハザードマップによる危険の有無 （浸水予想区域内か否か）	<input type="checkbox"/> 予想区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 予想区域内
高潮ハザードマップによる危険の有無 （浸水予想区域内か否か）	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内
津波ハザードマップによる危険の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内

②下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管きよ

幹線名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外				津波影響 ○：なし ×：あり	土砂災害警戒区域 ○：区域内 ×：区域外	備考
		土木			建築			
		L1地震動	L2地震動	液状化対策	新耐震			
柿污水幹線◎144～◎249	H9年以前	×	×	×	－	○	×	柿処理分区
山田污水幹線◎215～◎234	H9年以前	×	×	×	－	○	×	柿処理分区
縄生污水幹線◎210～◎340-2	H9年以前	×	×	×	－	×	×	朝日処理分区
小向污水幹線◎35～◎96	H9年以前	×	×	×	－	×	×	朝日処理分区
縄生南污水幹線	H9年以降	○	○	×	－	×	×	朝日処理分区
小向西污水幹線	H9年以降	○	○	×	－	×	×	朝日第2処理分区
朝日ヶ丘雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	○	×	朝日ヶ丘排水区
縄生雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	×	×	朝日東部排水区
縄生東雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	×	×	朝日東部排水区
小向雨水幹線	H9年以降	×	×	×	－	×	×	朝日東部排水区 一部対策済み 現在対策中
七反田雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	×	×	朝日東部排水区
柿雨水幹線	H9年以前 H9年以降	×	×	×	－	×	×	朝日西部排水区 一部対策済み
元田雨水幹線	H9年以降	○	○	×	－	×	×	朝日東部排水区 対策済み
大川雨水幹線	H9年以前 H9年以降	×	×	×	－	×	×	朝日西部排水区 一部対策済み
井後雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	○	×	柿排水区
西広雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	○	×	柿排水区
西広2号雨水幹線	H9年以降	○	○	×	－	○	○	柿排水区 対策済み
里中雨水幹線	H9年以前	×	×	×	－	○	×	柿排水区

(2) 設備、棚・ロッカー、機器等

場 所	設 備 名	対策の必要性	実施すべき内容	実施予定時期	備考
浄水場（上下水道課）	事務所（棚）	固定されていない	金具等で固定	R6年度	

6.1.5 重要事項の保管及びバックアップの現状

下水道施設図などの保管場所の確認を行う

- ・重要な幹線管渠 : 平面図、縦断面図など
(全体計画図に重要な幹線管渠、その他緊急点検が必要な管渠をマーキングした図面を作成する)

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	室内棚 A	上下水道課	電子	あり	随時	電子化	PC
施設平面図	室内閲覧台	上下水道課	電子	あり	年 1 回程度	電子化	PC
下水道台帳	室内閲覧台	上下水道課	電子	あり	年 1 回程度	電子化	PC
原図	計装室	上下水道課	紙	なし	—	—	—
受益者負担金情報	室内 B	上下水道課	紙	なし	—	—	—
行政文書データ	朝日町役場庁舎内電 算室	上下水道課	電子	あり	随時	電子化	朝日町役場庁舎内 電算室

6.1.6 被害想定

項目		被害想定	
庁舎	朝日町浄水場	新耐震対応済のため、倒壊せず庁舎は利用可能 ただし、現状では庁舎内はガラスが飛散し、机上の書類は落下、パソコンは転倒することが想定される	
下水道	マンホールポンプ (8箇所)	停電時に代替の電源がないため、運転停止が予想される	
施設	管渠	マンホール浮上対策等の措置実施中であり、未対策の箇所は通行止め等が予想される	
要員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る また、公共交通手段の途絶により、登庁可能な職員の参集率は、発災後3時間以内が全体の30%程度、24時間後で全体の100%程度となる	
ライフ ライン・ インフラ	電力	発災直後は断線等により電力供給が中断する可能性が高い 1週間程度は、庁舎、マンホールポンプに電力供給されない可能性がある	
	水道	断水により1ヶ月間は、庁舎、に上水道が供給されない可能性がある 水洗トイレ等1ヶ月間は利用できない	
	電話	固定電話	NTT回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い 1週間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い 3日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる
	道路	発災直後は道路が徒歩帰宅者であふれ、交通渋滞が見込まれる 主要幹線道路の交通規制により一般車両は1週間以上、通行できない可能性がある 登庁するための耐震対応は進捗しているが、発生時の車両の放置や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される 一般道路も数日間は通行できない可能性がある	
鉄道	発災当日はほぼ運休する 庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる（甚大な被害があれば、1ヶ月間は不通となる区間が発生する可能性がある） 区間や折り返し運転されるため、鉄道利用の職員に影響が出る		

6.2 優先実施業務（遅延による影響の把握）

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の参集状況及び安否確認 ・災害対応拠点（浄水場等）の被害状況、安全性を確認 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・町災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下の全ての業務が遅延するおそれがある
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討 ・必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入れを協議 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長
3	三重県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡 ・災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・関連行政部局（道路部局等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査チェックリストを準備 ・二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 ・重要な幹線等の目視調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・処理場やポンプ場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 ・町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
6	緊急輸送路等における交通障害対策	・関連行政部局と協力し、緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消	・交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議	・復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される
8	支援要請及び受援体制の整備	・都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整備	・支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ
9	一次調査	・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施	・下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される
10	応急復旧	・一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施	・暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念される

6.3 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間		対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
			地震編	水害編			
1	下水道対策本部の立上げ	6時間	3時間 ～6時間	発災前	3時間	自前：可 他者：不可	対応場所：浄水場（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：対策本部長（ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始） ただし、勤務時間外の場合は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報、町対策本部との連絡調整
2	被害状況等の情報収集	1日	6時間 ～12時間	6時間	5時間	自前：可 他者：不可	対応場所：浄水場（下水道対策本部） 対応者：総務・情報班 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部を通じて関連行政部局からの伝達情報、市民からの通報等による情報を総務・情報班が整理
3	三重県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	1日	6時間 ～12時間	6時間	5時間	自前：可 他者：不可	対応場所：浄水場（上下水道課、下水道対策本部） 対応者：総務・情報班 対応方法：電話、携帯メール等で実施
4	緊急点検、緊急調査	3日	2日	2日	12時間	自前：可 他者：可	対応場所：河川軌道横断部、避難所下流管、重要な幹線、マンホールポンプ等 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、緊急防災隊、松岡建設（リース）、NPO法人コメリ災害対策センター、（公社）日本下水道管路管理業協会に応援及び資機材調達を依頼

No	業務名	許容中断時間	現状で可能な対応時間		対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
			地震編	水害編			
5	汚水溢水の緊急措置	4日	4日	4日	2日	自前：可 他者：可	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、緊急防災隊、松岡建設（リース）、NPO法人コメリ災害対策センター、（公社）日本下水道管路管理業協会に応援及び資機材調達を依頼
6	緊急輸送路における交通障害対策	-	-	-	2日	自前：可 他者：不可	対応場所：被災箇所（緊急輸送路） 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、緊急防災隊、松岡建設（リース）、NPO法人コメリ災害対策センター、（公社）日本下水道管路管理業協会に応援及び資機材調達を依頼
7	浸水対策（降雨が予想される場合）	-	-	-	1日	自前：可 他者：不可	対応場所：被災箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法：産業建設課に用水経路の事前確認を依頼し、流加能力を確保
8	支援要請及び受援体制の整備	7日	3日	3日	2日	自前：可 他者：不可	対応場所：浄水場（下水道対策本部） 対応者：総務・情報班 対応方法：電話により県へ支援要請の連絡。支援者に対する担当窓口の設置、支援活動に必要な情報の整理及び作業スペース等の確保
9	一次調査	7日	7日	7日	2日	自前：可 他者：不可	対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査・復旧班 対応方法：職員により人孔蓋を開けて調査を実施。要員及び敷材が不足する場合は、総務・情報班を通じて、（公社）日本下水道管路管理業協会に応援及び資機材調達を依頼
10	応急復旧	30日	30日	30日	30日	自前：可 他者：不可	対応場所：被災箇所 対応者：復旧班 対応方法：一次調査の結果により、緊急防災対へ依頼して実施する。

6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	業務名	リソース	必要数量		現状で確保 できる数量	代替の可能性
			地震編	水害編		
1	下水道対策本部の立上げ	職員	1人	1人	3人	
		連絡先リスト				
2	被害状況等の情報収集	職員	1人	1人	3人	
3	三重県、町災害対策本部、関連 行政部局への連絡	職員	1人	1人	3人	
4	緊急点検、緊急調査	職員	3人/班体制 1班(3人)	3人/班体制 3班(9人)	2人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		一般平面図				
		下水道台帳	1部	1部	1部	
5	汚水溢水の緊急措置	職員	2人/班体制 3班(6人)	2人/班体制 13班(26人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	1台	1台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
6	緊急輸送路における 交通障害対策	職員	4人/班体制 2班(8人)	4人/班体制 2班(8人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	職員	—	—	—	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	—	—	不足する場合は、協力業者に要請
8	支援要請及び受援体制の整備	職員	2人	2人	2人	
9	一次調査	職員	4人/班体制 6班(24人)	4人/班体制 2班(8人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳	1部	1部	1部	
10	応急復旧	職員	4人/班体制 1班(4人)	4人/班体制 6班(24人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	1台	1台	0台	不足する場合は、協力業者に要請